2. 続けて児童手当を受ける場合

●現況届（毎年6月に実施します）

現況届は、毎年６月１日の状況を把握し、６月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

養育状況に変更がない場合は、**現況届の提出が原則不要**です。
引き続き現況届の提出が必要な方には、６月中旬ごろに現況届を送付しますので、指定の期日までに提出してください。

＜現況届の提出が必要な方＞

■離婚協議中で配偶者と別居しており、同居父母で認定を受けている方
■配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が四国中央市と異なる方
■支給要件児童の戸籍や住民票がない方
■法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
■その他、市からの提出の案内があった方

〇配偶者の所得が恒常的に多い場合は、受給者の変更をお願いすることがありますのであらかじめご了承ください。
〇時効がありますので、すみやかにお手続きください。

3. 届出の内容が変わった場合

次のような場合は、届出が必要です。お早めに市役所へお越しください。

■出生など養育する児童が増えたとき
■振込先口座を変更するとき
　→ただし、受給者名義の口座に限ります。
　児童･配偶者への変更はできません。
■受給者が児童や配偶者と別居したとき
■婚姻 または 離婚 をしたとき
■受給者の加入する年金が変わったとき
（例：会社を退職し国民年金に加入したなど）
■拘禁などにより、児童を養育しなくなったとき
■児童が児童福祉施設等に入所したとき
■受給者が公務員になったとき、公務員を退職したとき
■氏名が変わったとき（受給者・配偶者・児童）
■個人番号を変更したとき（受給者・配偶者・児童）

一部の届出書は四国中央市ホームページから
ダウンロードすることができます
（市ホームページ→子育て応援隊→手当・助成制度
→手当・助成・給付等→児童手当）
https://www.shikokuchuo.ehime.jp/site/kosodate/1771.html

【その他の制度について】

申出により児童手当の全部又は一部を保育料などの滞納の支払いに充てることやお子さんの健やかな成長を支援するために、四国中央市へ寄付することができます。ご関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。

児童手当制度のご案内

R6.12 改訂

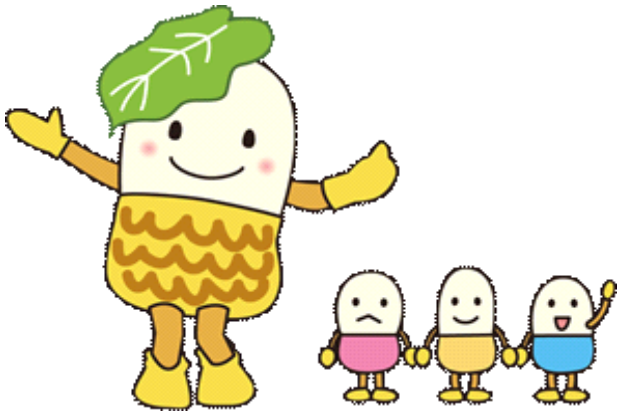

ぽっこりん

四国中央市役所
福祉部　こども家庭課

四国中央市三島宮川４丁目６番55号
TEL　0896-28-6027

～児童手当について～

○支給対象

高校生年代（18 歳の誕生日後の最初の３月 31 日）までの児童を養育している方

○支給額

児童の年齢と区分	手当月額（１人あたり）
３歳未満	15,000 円…第１・２子 30,000 円…第３子以降（※）
３歳以上 高校生年代	10,000 円…第１・２子 30,000 円…第３子以降（※）

（※）22 歳到達後の最初の３月３１日までの養育している子のうち、３番目以降の子をさします。

○支給日

偶数月の１０日に、前月分までの児童手当を受給者名義の指定口座へお振込みします。

支給日 （四国中央市の場合）	支給する手当
４月１０日	２・３月分
６月１０日	４・５月分
８月１０日	６・７月分
１０月１０日	８・９月分
１２月１０日	10・11 月分
２月１０日	12・１月分

■10 日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その直近の平日が振込日となります。
■振込についての通知は行っておりませんのでご了承ください。
■児童手当の手当月額や支給開始月は、認定請求書提出後に送付される「認定通知書」にてご確認ください。

児童手当制度では、以下のルールを適用します！

1．原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。（海外留学の場合は、一定の要件を満たせば対象となります。）

2．父母が離婚協議中により別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。

3．父母が海外在住の場合は、その父母が日本国内で児童を養育している方を指定すればその方に支給します。

4．児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その方に支給します。

5．児童が施設入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

【令和6年10月制度改正について】

令和6年10月分（令和6年12月振込分）の手当から適用されます。

○所得制限が撤廃されます

所得額にかかわらず、手当月額は一律になります。ただし、引き続き所得が高い方が受給者になります。

○支給対象年齢が拡充されます

高校生年代（18 歳到達後の最初の３月 31 日）までの児童が支給対象になります。

○第3子以降の手当額が増額となります

月額 30,000 円となります。なお、22 歳到達後の３月３１日までの子で受給者の経済的負担がある場合には、多子加算のカウント対象になります。別途「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

○支払月が年6回（偶数月）になります

支給日は 10 日（土日祝の場合は直前の平日）です。

手続きの方法は…

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他市町村から転入したときは「認定請求書」の提出が必要となります。

【申請者】児童の父母等のうち主たる生計者
※原則、所得の高いほうが申請者となります。

【申請先】申請者の住所地の市町村
※公務員の方は勤務先に申請してください。

＜必要なもの＞
◆申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
公金受取口座を指定する場合は不要です。
◆申請者の健康保険の資格確認ができるもの
◆申請者・配偶者の個人番号（通知）カード

※状況に応じて、別途必要な書類があります。

【申請は、出産や転入から15日以内に！】

児童手当は原則として申請した月の翌月分から支給されます。
ただし、出生や転入などの異動日が月末に近い場合、**異動日の翌日から１５日以内**に申請すれば、異動日の翌月から児童手当が支給されます。
第２子以降の出生についても同様の扱いです。

［例］出生日：4月28日
申請日：5月10日
⇨ 15日以内の申請のため **５月分から支給**

申請が遅れると原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。